

岩手県告示第21号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨水沢市姉体地区（第2期）土地区画整理組合理事長から次のとおり通知があった。

平成21年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市水沢区姉体町地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成20年12月22日から平成21年5月20日まで
- 3 公共測量を実施する種類 公共測量（出来形測量）